

会 議 記 録

会議名称		第 6 回 杉 並 区 環 境 審 議 会	
日 時		平成14年5月27日(月) 14時30分～17時00分	
場 所		杉並区役所 第5、第6会議室	
出席者	委員	丸田会長、山田副会長、藤原委員、花形委員、長津委員、本橋委員、岩橋委員、浅岡委員、高橋委員、秋田委員、山室委員、鈴木委員 (12名)	
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境清掃部副参事、都市計画課長、建築課長、公園緑地課長、	
		公害対策係長、公害指導担当係長、みどりの係係長、	
傍聴者数		0名	
配布資料	事 前	第5回会議記録 (案)	資料 1
	当 日	平成13年度ダイオキシン類調査結果について	資料 2
		平成13年度第4回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書	資料 3
		環境月間みどりのイベントの開催について(報告)	資料 4
		平成14年度環境博覧会の開催について	資料 5
		放射5号線建設事業の環境影響評価調査計画書にかかる見解書及び審査意見書について	資料 6
		(仮称)グローリオ南阿佐ヶ谷計画に係る緑化計画	資料 7
		関電工東京支店杉並・練馬営業所新築計画に係る緑化計画	資料 8
		大明王院東京身代り不動尊新築計画に係る緑化計画	資料 9
		(仮称)ライオンズガーデン杉並宮前2丁目計画に係る緑化計画	資料 10
大明王院東京身代り不動尊に係る指定作業場(駐車場)の届出		資料 11	
レジ袋削減推進組織図	参考		
杉並環境講演会	参考		
会議次第	<p>1 第6回環境審議会</p> <p>(1) 人事異動による新職員紹介</p> <p>(2) 第5回会議記録の確認</p> <p>(3) 一般報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">平成13年度ダイオキシン類調査結果について</p> <p style="padding-left: 20px;">平成13年度第4回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書</p> <p style="padding-left: 20px;">環境月間みどりのイベントの開催について</p> <p style="padding-left: 20px;">平成14年度環境博覧会の開催について</p> <p style="padding-left: 20px;">放射5号線建設事業の環境影響評価調査計画書にかかる見解書及び審査意見書について</p> <p>(4) 一定規模以上の開発等に関する報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(仮称)グローリオ南阿佐ヶ谷計画に係る緑化計画</p> <p style="padding-left: 20px;">関電工東京支店杉並・練馬営業所新築計画に係る緑化計画</p>		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">会議次第</p>	<p>大明王院東京身代り不動尊新築計画に係る緑化計画 (仮称)ライオンズガーデン杉並宮前2丁目計画に係る緑化計画 大明王院東京身代り不動尊に係る指定作業場(駐車場)の届出</p> <p>(5) その他 レジ袋削減推進組織図 杉並環境講演会</p> <p>(6) 次回日程</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">会議の内容 および 主要な発言</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 第5回会議記録の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 確認。 2 平成13年度ダイオキシン類調査結果について <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質調査については、合流方式による影響を具体的に。 ・ 玉川上水の数値が高いのは、何か原因があるのか。 ・ 善福寺公園の、下の池に千川の水が入るので、調査をしてもらえないか。 ・ 家庭の焼却炉は、まだ回収するものが残っているのか。 3 平成13年度第4回杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 硫化水素説と疫学調査の結果との相関性は、都はどのような説明を。 ・ 区としては終息と考えているのか。改めて健康調査をやることがないのか。 ・ 今後のモニタリングの方法について。 4 環境月間みどりのイベントの開催について <ul style="list-style-type: none"> ・ どのくらいの図書を用意する予定か。 ・ 今後も増やしていく計画か。 5 平成14年度環境博覧会の開催について <ul style="list-style-type: none"> ・ ある程度地域で持ち回りのような形で、検討いただけないか。 ・ 今年は70周年記念事業ということですが、毎年継続の予定か。 6 放射5号線建設事業の環境影響評価調査計画書にかかる見解書及び審査意見書について <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財としての位置付けがかなりなされてきているのは評価できるが、大気、振動、騒音、緑の破壊の問題等について、交通量の推計に基づく影響の中身がわかりにくい。 7 一定規模以上の開発等に関する報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ マンション建築をセーブさせる法案とか杉並では問題は起きていないのか。 ・ 杉並独自のまちづくりに準じた条例を入れていくのも今後の課題か。 8 その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告をうけた。 10 次回日程 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7月19日(金) 14時30分から。

第6回環境審議会発言要旨 平成14年5月27日(月)

発言者	発言要旨
<p>会長 環境課長</p>	<p>第6回環境審議会を開催いたします。 人事異動による都市計画課長、環境清掃部副参事の紹介。</p>
<p>会長</p>	<p>資料1の第5回会議記録の確認。 ご異議等ございますか。では(案)の会議記録を確認いたしました。</p>
<p>会長 環境課長</p>	<p>続きまして議事にはいります。資料2、資料3の説明をお願いいたします。 平成13年度のダイオキシン類調査については、大気が毎月(12回) 土壌2回、松葉の調査を1回実施いたしました。本日の報告は年度のまとめということで、全体を通してご報告申し上げます。 資料2により説明。 大気については、全体的に昨年度の状況と比べますと、昨年度は東京都内で一時的に環境基準を超えるという測定値も出ておりますが、ここでは年平均値との比較で環境基準を下まわっていたという結果になっております。水質は、地点ごとの平均値ではほぼ同様か、少し低い値になっております。1地点で環境基準をこえたということで、4月に東京都の環境評価部と協議をいたしまして、玉川上水の実地踏査をしました。そのときには杉並区から遡りまして、三鷹市辺りまで実踏をしました。このあとさらに遡って、多摩地域の実踏をしたうえで、必要な調査にはいっていききたいという段取りになっております。土壌の調査結果ですが、環境基準と比べても、どの地点においても十分に下回っております。全体として大気、水質に見られますように、一部環境基準をスポット値で上回ったり、あるいは年平均値で上回ったりという状況もありますので、今後もモニタリング調査をしっかりと続けていくとともに、東京都とも連携して必要な調査をしていききたいと思います。</p>
<p>会長 F委員</p>	<p>資料3により説明。 13年度は、モニタリング調査を4回実施しました。 資料2についてご質問、ご意見がありましたらお願いします。 水質調査の中で、第1回調査の尾崎橋と玉川上水放流口の数値が大変高く、2.2から2.9ですが、あとは大体1.5を下回っています。第1回調査の2日前に大雨等が降って、合流の結果こうなっているのではないかという感じもします。そういうことだと、善福寺川なり神田川なりの水質調査については、合流方式による影響を具体的に、特に尾崎橋と玉川上水について、大雨のあとに何か特別な調査をするということをお考えいただけないかどうか、お伺いしたいと思います。</p>
<p>環境課長</p>	<p>今後引き続いて水質調査を区のほうでもやっていますが、東京都でも底質の調査も含めて、どういう調査がいいのか検討してもらっております。今後は上流のほうに順次遡って実踏を行うとともに、そういう分析調査にも入っていくと思いますので、よく連携を取りまして考えていききたいと思います。</p>

K委員	下水の高度処理水側に問題があるということになると、美濃橋の上の合流点の仙川系統と並列して、調査をしていただければと思います。
環境課長	今後、水質調査についても継続して行ってまいります。とりあえず年平均値で環境基準を超えたということで、まず東京都との間では玉川上水の調査を先行させていただきたいと思います。
L委員	12年度に比べ年平均値がかなり高くなっているということで、原因が突き止められなくても、予想できるものがあれば教えてください。
環境課長	2月の馬橋公園ですが、ここだけがほかの地点に比べて飛び抜けた値になっています。このときの大気環境とか、いろいろな要素があると思います。どうしてこうなったかについては、事後では非常に原因究明というのは難しいですが、これは全くの推測ですが、近くで焼却行為があったかもしれません。それはスポットの話ですが、全体として高くなっています。都とも協議をしましたが、東京都もその傾向としては(隣接区と)非常によく似ているというお話をしていますので、多分かなり大きな大気環境の中で動いているのかなと考えております。杉並区内を見回した場合、顕著な排出源というのはそれほど見当たらないので、ほかの地域からの影響も多分あるのかなというところで、いまのところは推測することが精一杯です。
M委員	いま家庭で焼却炉を使うと、すぐ近所から電話がきたり通告されたりすると思いますが、回収するものが杉並にまだ残っているということはあるのでしょうか。
環境課長	例えば建設工事現場での、いわゆる野焼き、焼却の類とか、農作物の残渣など、意外に区内でも焼却のケースはまだあると思います。私も回収した焼却炉の何倍もの焼却炉がまだご家庭にあると推測しております。葉っぱなどを燃やしていただく場合にも、樹の種類によってはダイオキシンが発生するという結果が、東京都の環境科学研究所で出ていますので、今後はどこかでもう一段の周知をさせていただかなくてはいけないかと思っております。
J委員	玉川上水の放流口のことでお聞きしたいのですが、玉川上水では高度処理水を流していますが、玉川上水とほかの河川との条件は同じですか。合流方式で何か入ってくるとか、玉川上水に関しても、そういうことはあるのでしょうか。
環境課長	基本的には、ほかの所からの合流はないと思います。昭島市が起点となって、順次多摩地域の各自治体を流れながら杉並区まで来ているわけですが、その間にほかの河川からの流入は原則としてないものと考えております。
A委員	玉川上水は、いちばん高いところなので、全部そこから出しています。外からのものは、雨水が少し流れ込むぐらいで、入り込む水はないと考えております。
J委員	そうだとしますと、それに付随して数値が非常に高いというのは、何か原因があるのですか。それとも全くわからないですか。かなり高いと思うのですが。
環境課長	いま東京都で実地踏査をしておりますが、5月2日のときには区の職員も同行いたしました。例えば流域で廃棄物のようなものはあるのかないのか。どの程度川床とか、目で見たときに水質が汚れているかどうかということで、いろいろな要素があると思います。そういうことも特段ないということであれば、今度は底質の分析とか、そういうことに移っていくと思います。その辺りをいま調査しております。

N委員	善福寺公園の現在の水質は、地下水を吸い上げていますが、水が足りないということで、千川上水から水を引いています。直接公園に入ると、公園の水が飲めなくなるということで、現在、下の池の出口の所で落としています。そこがいつも起点になって千川上水の水が入るので、その辺の調査をしてもらうわけにはいかないでしょうか。
環境課長	いまご指摘がありましたので、今年の調査地点を選定するときに参考にさせていただきたいと思います。
会長	資料 - 3の報告について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
K委員	前に疫学調査を区でやられたというお話がありました。その結果、例えば特異な病状がこの地域にあったとか、特定な調査をしている対象との相関関係はどういう具合に推定されているのか、その辺のことをもしおわかりでしたらお聞かせいただければと思います。
環境課長	中継所稼働以降に何らかの、アウトブレイクと言っておりますが、異常があつて、それがその後鎮静化してきたというのが、調査結果であると思います。個々の症状で例えば皮膚の疾患、あるいは眼の疾患とか、いくつか特徴的なものがあります。その中で、調査物質の中のどれが原因となつてそういうことが起こっているのかということは、現在のところ不明です。それから一部に、イソシアネート系が原因ではないかというお話がありました。たしかに稼働初期の段階では、そういうものが検出されたこともありますが、私どもが清掃移管を受けまして、それ以降環境調査、モニタリング調査をしておりますが、少なくともトルエンイソシアネートについては、いずれの回も定量下限値以下でありました。はっきりと因果関係というのは、少なくとも私どもの調査の段階ではわからないと申し上げられることかと思つています。
K委員	東京都は硫化水素を出して、これが原因ではないかと言っていると聞いておりますが、これと疫学調査の結果との相関性は、都はどんな説明をしているのですか。
環境課長	公害等調整委員会の審問について、細大漏らさず私どもで把握しているわけではありませんが、少なくとも稼働当初の硫化水素の影響と、疫学調査で出てきた稼働初期の段階でのアウトブレイク（異常）との間では、関係があるという考え方だと思います。
B委員	いまのお話と少し関係があるのですが、冬の北風が吹くと、南側の方たちの中で湿疹、かゆみが出る。北風が収まって夏に南風が吹いてくると、中継所北側の方の中でまた湿疹、かゆみ等の症状が出るというお話を、最近中継所近くの方から聞きました。因果関係がはっきり立証できませんが、まだ何らかの物質が関係してきているのではないかという思いをいたしました。一応症状等は終息しているという見解かと思つていますが、なかなかそういう症状を訴えないとか、保健所に言ってもしょうがないとか、そういう思いがあるようなことも聞きました。その中で、区としてはあくまでも終息ということで考えているのかどうなのか、改めて健康調査を保健所の関係も含めてやることかどうなのかどうかということをお聞きしたいと思います。
環境課長	それから、最大の関心になっているのが公聴会の中身の決定といつてもいいですか、公表だと思つています。公表されていないだけで、もうこれは出ているはずですよ。その辺の状況をお聞きしたいと思います。
環境課長	今後の調査ということですが、いままでさまざまなご議論をいただいておりますので、

B委員	<p>そういうものをできる限り環境モニタリング調査の枠内で工夫をしながら、今年度の調査をやっていききたいと思います。</p> <p>公害等調整委員会の動向ですが、4月23日に結審しております。私どものほうでは、東京都を通じまして、6月にも裁定が出るとお聞きしています。公害等調整委員会の内部でどこまでそれが進んでいるかは存じ上げませんが、裁定が6月には出るということだと思います。</p> <p>モニタリング調査を引き続きやっていただけるということですが、中身は「まとめ」が出た段階で変わっていくのかどうか。先ほどのご報告の中で、例えば「まとめ」の中にもありますが、ジクロロメタン、アセトアルデヒド等がやや高めになっていますが、この結果を受けて、測定方法のやり方が変わっていくのかどうかということと、神経系に影響を与えるということで、トルエンジイソシアネートが1つの物質として測定されて、ほとんど不検出という結果になっていますが、ほかに神経系に影響を及ぼすような物質などはないのかどうか。その辺についての今後のモニタリングの方法について、再度伺ってみたいと思います。</p>
環境課長	<p>今回化学物質の傾向ということで、いわば化学物質の推移、濃度の変化という形でご報告いたしました。これは最終的なまとめというわけではありません。引き続いて調査をしていきますが、1つの観点として、選んだ24物質については、かなり分子量に違いがありますので、いろいろなご議論の中で、どの程度中継所の排気塔・換気塔から拡散しているのかというご議論があります。これについては、半径200メートルだけでないところで調査するなど、検討しております。少し調査方法を工夫しながらやってまいりたいと思います。</p> <p>それから、神経系というお話でしたが、例えばトリクロロエチレンとかテトラクロロエチレンなど、これは人体に対する影響としては、急性、慢性はありますが、そういう影響も考えられます。ただ、これまでのご報告にもありましたように、大体規制基準としては基準値以下です。かなり高い回もありますが、全体としてはppbの単位で測っておりますので、濃度としては低いと考えております。ただ、今後も安全操業を確認していかなければいけませんので、14年度も引き続き調査方法を工夫しながら進めてまいりたいと考えております。</p>
会長	<p>いまの方法論というか、調査項目については、これから結果に対しての影響が出てきますが、それは年度が変わっても軌道修正ができるという意味ですね。</p>
環境課長	<p>1つは予算が決まっているということもありますし、環境モニタリング調査という性質上、1つのことにものすごく深く掘り下げたような調査はなかなかできませんが、調査方法については、多少柔軟にできる部分もありますので、その部分で工夫をしてみたいと思います。</p>
L委員	<p>中継所のごみを調べたときにレジ袋が多いということで、レジ袋を減らす活動をしているわけですが、例えば、アルデヒド類が多いので、この辺のごみを気をつけていけば何とかなるのではないかとという予想が立つようでしたら、教えていただきたいと思います。</p>
環境課長	<p>例えばアルコール類などの飲み残しのようなものが原因となっているということが考えられるのです。そうすると、普通は夏に高くなると思いますが、結果では必ずしも夏に</p>

<p>会長</p>	<p>高くないという結果が出ています。そういう飲み残しがないように、あるいはスプレーとかの残量のないようにお願いをすることがいちばん身近なことの1つとしてはあると思います。ただ、それだけですべてが説明できるわけでもないと思うので、そういうこともお願いしながら、引き続き調査をしていきたいと思っています。</p> <p>レジ袋については、全体から見ると、重さとしては数パーセントということになるので、レジ袋だけではなかなか解決には至りません。レジ袋というのを1つのきっかけとして、不燃ごみ全体の減量ということにお考えを広げていただければという願いを込めて、レジ袋の減量運動を進めているということです。</p> <p>他にありますか。では、引き続いて調査並びに検討をお願いいたします。</p>
<p>会長 公園緑地課長</p>	<p>資料 - 4 についてお願いいたします。</p> <p>資料 - 4 により説明。</p>
<p>会長 G委員</p>	<p>ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>G委員 公園緑地課長</p>	<p>このみどりの図書コーナーというのは初めての試みなののでしょうか、どのくらいの図書を用意する予定なのかとか、どういう形態の図書コーナーになるのかを教えてくださいませんか。</p> <p>区内にみどりの相談所というのがありますが、そこにも図書コーナーがあります。区内のみどりの相談所は塚山公園といって区内の南部地域に位置していますが、北部方面にはそういう場所がないので、本来だとみどりの相談所があればいいのですが、なかなかそこまでの開設に至らないという部分がありまして、まず樹木や植物に関する書庫を井草森公園の管理事務所の中にロビーがあるので、その部分に設けるということです。閲覧は自由です。</p>
<p>G委員 公園緑地課長</p>	<p>どのくらいの量の図書で、今後も増やしていくとか、その辺の計画を教えてください。</p> <p>初めての試みですので、普通サイズの本箱で、高さが1 m80 cm近いもので、幅が90 cmぐらいの本箱を2つ、その中に植物図鑑とか、園芸に関するものとか、緑に関して子どもたちが理解できるようなものも選んで置こうと考えています。</p>
<p>G委員 公園緑地課長</p>	<p>そちらにその図書コーナーができて、例えば井草森公園で観察会をするときにそれを利用するか、学校の子どもたちがそこに行ったときに借りて帰れるとか、そういうことは考えているのでしょうか。</p>
<p>公園緑地課長</p>	<p>管理事務所のロビーの中ですので、そこで見ていただくと考えています。貸し出しという話になると、それなりに手当が必要になってきますので、公園をご利用いただいて、その中で植物の名前がちょっとわからない、もしくはご自宅で何かをしていて緑に関することを少し調べたいといったときにお役に立ていただければと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>他にないようでしたら次に進めさせていただきます。</p>
<p>副参事</p>	<p>資料 - 5 により説明。</p>
<p>会長</p>	<p>ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>F委員</p>	<p>昨年の成功を引き続き発展させるということで、大変いい企画だと思うのですが、将来計画的にやっていく場合には、南部方面、北部方面、東部、西部というような、ある程度</p>

副参事	<p>地域で持ち回りのような形で、適地があるかどうかというのはありますが、継続する場合にはそんな点もご検討いただけるかどうか、意見として申し上げたいと思います。</p> <p>今後そのような形で区内を回るということについては、検討課題の1つかと考えています。</p>
会長 L委員	<p>よろしくお願いたします。他にございますか。</p> <p>環境への取組みや活動の成果などを発表し合う場ということですが、去年はテントで展示がしてあって、お客様が来る度に説明をするという形だけだったのですが、何かワークショップみたいなものとか、そういう形も実行委員会の中では話をされているのでしょうか。</p>
副参事	<p>現在、推進チームで企画の案を練っているような段階で、それを踏まえて6月の実行委員会でご検討いただければと考えています。</p>
会長 副参事	<p>具体的にはこれからですか。</p> <p>企画の案については実行委員会の委員の方々に随時ご提案いただいているという状況で、委員のお話のようなことも今後出てくるかもしれません。</p>
会長	<p>去年やられて、今年は70周年記念事業ということですが、毎年やられるというつもりなのでしょうか。</p>
副参事	<p>環境博覧会をいつまでやるのかというご質問ですが、環境博覧会は一過性のイベントに終わらせず、区民、事業者の方々や行政がお互いの活動の成果を持ち寄り、発表し、検証し合う場として、環境配慮行動が地域に定着することを目的として、当面開催していきたいと考えています。</p>
会長	<p>持続させていくということですね。お祭りで終わらせるのではなく、基本計画の問題もあるでしょうから、地道にやっっていこうということですね。</p>
会長 環境課長	<p>次の資料 - 6についてお願いします。</p> <p>本年4月16日付で建設事業者である東京都から、区長意見等に対する見解書というものが提出されました。また、最近になりますが、5月15日付で東京都知事から審査意見書が、同じ東京都ですが、事業者に通知されましたので、併せてご報告をいたします。</p> <p>資料 - 6により説明。</p> <p>見解書の内容、それから審査意見書の内容で、特に環境アセスメントの対象区域の問題で、対象区域とすることは条例上、事業者のほうでも「そうはならない」という答えでしたが、一応アセス区間に準じたひとつの調査を行うという点、あるいはいま見ていただいた審査意見書にあるように、区長の意見として、玉川上水を史跡・文化財の項目と必ずすべきであるという意見に対して、審査意見書がそのように検討するように求めているということで、この環境審議会でもご審議いただきましたが、そのご審議の内容を反映させた区長の意見が、この見解書、審査意見書に一定程度反映されていると考えています。</p>
会長 B委員	<p>ご質問、ご意見がありましたらお願いたします。</p> <p>A案、B案、C案も当初は駄目だということで、まえがきに区の思いが受け入れられていないというような旨の区長の意見を出してきましたが、見解にもそのことに対して再度東京都からお答えがなくて、地元のそういう意見が無視をされたという点では、憤りを感じ</p>

<p>環境課長</p>	<p>るところです。いまさらそれを言っても、かなりルールに乗ってきていますから、思っただけは言うておきたいと思います。</p> <p>審査意見書は条例に基づいて都知事からこういう形で出されてきていますが、見解書というのは法的根拠からいってらどういところでそういう見解書というのが出てきたのかを伺いたいと思います。</p> <p>それから、これからの流れが具体的にどうなっていくのかということをお先に伺っておきたいと思います。</p> <p>まず見解書の位置付けですが、この環境アセスメントの進め方にあたって、いわば最初の段階で、こういう環境影響評価調査を行ってまいりたいというのが事業者から出てきまして、これに対して都民の方、関係自治体の長から意見書を出す。それに対する事業者の答えが見解書という位置付けになります。これは今後あと2回、区長のほうから意見を言い、事業者のほうから見解書を出して、環境影響評価を行う立場の都知事から意見書が出るという手続が、それぞれのプロセスで繰り返されます。その最初の手続ということになるかと思ひます。</p> <p>審査意見書は、この調査計画書に対して区長が意見を申し述べ、それに対して事業者から答えが出て、それも含めて、環境影響評価を行う立場の都知事から審査意見書が出たという形になりますので、今後はこの修正された環境アセスメント調査の計画書というものが出てくると思ひます。以下、そういう形でプロセスが進んでいくということになります。</p> <p>どのくらいの期間がかかるかということ、いまから、大体いつごろどうこうということとはちょっと申し上げられませんが、環境影響評価それ自体に、かなりの時間を要するであろうとは考へております。</p>
<p>B委員</p>	<p>この審査意見書の中で、文化財としての位置付けがかなりなされてきているので、その辺は評価できるところだと思ひますが、ほかの環境、例えば大気の問題とか、振動の問題、騒音の問題、それに加えた緑の破壊の問題等について、交通量が、最新の調査結果に基づいて推計を行うということに見解ではなっていますが、アセスを進める上で、この辺の数字が、どの辺の段階で出てくるのかということ、その推計に基づく影響の中身、これは、誰がどういふうに判断していくのかということについて、ちょっとわかりにくい面があるので伺ひます。</p>
<p>環境課長</p>	<p>基本的にこの環境影響評価調査自体は事業者において行われるということになりますので、この場合には、具体的にどちらになるかは別にして、都市計画局と建設局の所管ということになると思ひます。ただ、用いる実証的なデータとか、そういうものについては、こういう形で調査して、こういう数字になったということが、全部公表されてくると思ひますので、それは、すべて公になったものをきちんと見た上で、意見を申し述べることはできると思ひます。</p>
<p>B委員</p>	<p>アセスの中でそういう数値が出てきて、さらに、推計に基づく大気とか、振動、騒音、生態系などに及ぼす影響というのは誰が判断するのか。都市計画局が判断するのかどうかわかりませんが、そういうものがそのアセスの流れの中で出てきて、それでまた、区長からの意見も言えるという流れになってくるのかどうか。その辺をもう1回伺ひます。</p>
<p>環境課長</p>	<p>基本的には環境影響評価書案というのがいづれ出てきます。それは調査の結果というこ</p>

	<p>とになりますが、それに対して今回のように区長のほうから、その評価に関して意見を申し述べる機会というのがあります。おそらく、これはちょっとわかりませんが、今回の審査意見書では、例えば玉川上水の件についても、選定項目として、予測と評価をすることを検討しなさい、となっておりますので。ただ、一定の重きは当然あるわけです。これを仮に選定項目、評価項目とした場合には、現行の植生とかそういうものも含めて、どういう影響を受けるかということについて、予測と評価をされるということになると思いますので、その評価書案を、それ自体について区長から意見を申し述べる、あるいは、都民の方から意見を申し述べるという機会は、また、あとからございます。</p>
F委員	<p>言葉の使い方に関してですが、最後の頁の第2「審査意見」の中で、「検討する」ということを言っているのですが、その下の「史跡・文化財」で、「選定項目として予測・評価をすること」と言っておきながら、前提としては、検討するということで、「評価する」ということを、ここで「検討」に言い換えているみたいですね。</p>
環境課長	<p>それから25頁のいちばん下の所ですが、もし万一、相当重要な埋蔵文化財が出た場合には、記録保存の他、現状保存という方法があると思いますが、「記録保存等」の「等」で、そういうことがあった場合には考えるということですね。これは意見です。</p> <p>審査意見書の部分については、厳しく見るとご指摘のとおりで、「選定項目として予測・評価をすること」と断定的に言っていますが、その前段では、以下に掲げる事項についても検討しなさいというふうに言っているので、選定項目として、予測・評価をするように検討しなさいというのが、全体としての意味です。ただ、これが一定の環境影響評価のプロセスの中で、環境影響評価を、全体を進めていく立場の都知事が、自分自身である事業者に対して言っていることですので、一定の重みはあるというふうに考えております。</p>
L委員	<p>26ページの「中央道と重複する・・・予測・評価を行う」という文章が入っただけでも良かったとは思いますが。最初の、選定した評価項目に対する意見の中の、「環境基準の達成はもちろんのこと」という区長さんの意見に対して、事業者のほうからも「環境基準の達成はもちろんのこととし」という回答がきていますが、中央道と重複している区間については、環境基準が達成されているのでしょうか。騒音などは達成されていないのではないかと思います。計画道路ができてしまえば、いま2段になっている所の交通量が減るならばともかく、必ず増えると思われるのに、「達成はもちろんのこと」というのは、この重複区間に対してもアセス区間に準じるならば、「環境基準の達成はもちろんのこと」という最初の文句が、ここにも適用されるのかどうか、かなり気になるところです。</p>
環境課長	<p>現況として、環境基準を達成していない項目が多くございます。この重複区間が、環境基準を達成していく、それに努める場所に当然入るだろう。というのは、当然、事業者であるとともに、東京都自体が地方公共団体ですので、自ら行う工事とか、その結果できたものの影響を、環境基準が達成するように最大限努力するという意味では、入っていくだろうと思います。現実的に、環境基準などは達成できるのかどうかということですが、交通量の推計とか、実際にどうなるかは予測、それから評価を見ないと現実的にはわかりませんが、事業者としては環境基準の達成を目指して可能な限り努力するという意味で、こういう見解になったというふうに考えます。</p>
会長	<p>審査意見書というのは、東京都知事石原慎太郎から出されたというふうになるのです</p>

環境課長	<p>か。これは厳密に言えば、石原慎太郎氏が石原慎太郎氏へ出すということなのですか。誰へというのがないですね。</p> <p>これは、審査意見書の第1に「対象事業」とあって、事業者の名称及び所在地ということで、名称は東京都、代表者は東京都知事石原慎太郎となっておりますので、環境影響評価調査計画書を出した石原慎太郎さんから、環境アセスメント調査を、評価のプロセスを進める立場にある都知事が出したという感じになります。自然人としては同一人なのですが、これは、行政の場合にはそれぞれ権能が違うということで、やむを得ないことなのですが、宛先としてはここにありますように、事業者に対して宛てられたということになります。</p>
A委員	<p>審査意見書というのは、環境影響評価の審議会なんですね。そこに、この見解はいかがかというのを都知事が諮問して、その審議会が都知事へ上げてくる。それをそのまま事業者に。だから、両方を兼ねているということになります。</p>
会長	<p>まだ、不十分だけれども、審議会とか区の意見を聞いてくれて、皆さん方が熱心に行動していただいたり、あるいは意見を出したということも、よく汲み取られた形になっていますよね。今後どういう形でアセスのレポートが出てくるのか、また、それに対応させた格好で、審議会としてまたそのときにご議論お願いしたいと思います。</p>
会長	<p>では、「一定規模以上の開発等に関する報告事項」について。資料 - 7 から 11 まで、併せて説明をお願いいたします。</p>
公園緑地課長	<p>資料 - 7 により説明。 資料 - 8 により説明。 資料 - 9 により説明。 資料 - 10 により説明。</p>
環境課長	<p>資料 - 11 により説明。 環境確保条例の関係で、アイドリング・ストップ等の標示をしていただくという形になっています。</p>
会長	<p>ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p>
A委員	<p>大明王院の駐車場ですが、いつも駐車場と言うと、植栽が全く無しで無味乾燥なんです。わずかづつでも、こういう緑がある駐車場というのは良いと思います。是非、できるだけこういうようなご指導を今後もお願いしたい。</p>
環境課長	<p>資料 - 9 のほうに、緑化計画図が載っていますが、確かに、車を止めるスペース自体にはそれほどの植栽はないのですが、それぞれ、駐車場の区分けをする所に植栽、黄色の部分に植えるというような計画になっております。</p>
M委員	<p>確か、江東区でしたか、墨田区でしたか、学校とか公共施設が足りなくなって、マンションの建築をセーブさせるような法案が出てくるような所がありますが、杉並などはそういう点は、建てた場所に建て直すわけでもないようですから、そういう面は問題は起きていないんでしょうか。</p>
建築課長	<p>いまお尋ねがございました江東区でしたか、非常に工場地帯が多くあります。そこがいろいろな事情があって出て行かれると、スーパーブロックで大きいタイプの敷地が残ります。</p>

	<p>す。また工業の用途地域の関係からいきますと、建ぺい率・容積率が非常に高い。そうすると、いきおい10階とか15階ぐらいのマンションがどんどん出てくるということがございまして、急に人口増になってくると、保育園とか、また小中学校の学級数も増やさなければならぬ。非常に自治体の負担が多くなるということで、一定程度のセーブをするために要綱でいわゆる一戸当りいくらという協力金をいただくような形で、抑えていこうという話は新聞報道であるようでございます。</p> <p>まだ杉並区におきましては、そのようにセーブをしておこうということまでは考えてございません。また確かに杉並区においても、このように大規模な大きな土地利用展開が図られまして、ここ何年かにわたりましては、マンション群に変わっている所もございまして、これにつきましては、大規模な土地利用展開が図られ、確かに学校の、言ってみれば偏在があるようであります。そういったものについても、そういう問題が大きくなるように、あらかじめ建設計画を事前に察知しながら、それに合わせるような形で計画を組んでいくというようなことの内容でやっています、いま特大大きな課題ということまではいっていないという実状であります。</p>
J委員	<p>透水性のアスファルトというのが、いまの駐車場の所に記入されていますが、行政のほうの希望とかで、透水性の物を使ってほしいとか希望というふうなことでは何かあるのでしょうか。それとも全く建設する側の自由な選択なんですか。</p>
公園緑地課長	<p>直接所管はしておりませんが、降った雨をなるべく地面に返す、貯留して滲透させるといふ事業も、区は取り組んでおりますので、こういうお話が出てきたときには、なるべく地面へ返せるような舗装、そういう地球に優しい舗装をお願いするということでありま</p>
会長	<p>す。</p> <p>以前から緑化というと、20年ぐらい前から駐車場を作ったら何本植えろとか、そういう義務を課すべきだという話は杉並の都市計画審議会でも絶えず出ていたと思います。それは全然実現してないのですが、それは開発者にしたら、葉っぱが落ちてきて車のフロントガラスやいろいろなところに引っかかって、嫌われるからいやだとか、そういうのが理由になっているようです。環境先進都市とか環境都市とかといった場合には、何かそういう計画サイドからどういうふうな今後見直していくか、緑の保全とか大木をどうというふうにするのかとか、透水性の舗装をやればよいというのがある層にはいま伝わっています。緑地率というのではなくて、緑よりもそういう緑の可能性を持つような所、あるいは生きものの可能性を持つような所、ラチ率というのがどのぐらいあるかというほうが大事だということもあるわけです。杉並独自のまちづくりのいき方というか憲法みたいなものを定めて、それに準じた条例というものをいれていくというのも今後の課題かなと思います。また、いろいろ皆様方機会がありましたらご意見いただけるようよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>では「その他」ということで、「環境基本計画あり方検討部会の経過について」、今日はあくまでも経過なんです、部会長からご報告をお願いします。</p>
部会長	<p>部会の報告ということですが、最初にお断りしておきますが、これは部会の委員の皆様方のご了承を得ているものではないということを一とつご理解いただきたいと思います。</p>

<p>会長</p>	<p>すでに4回の部会を開催しております。第1回目は「検討課題について」、第2回目は「計画の理念について」、第3回目も同じく「計画の理念について」、第4回目が「分野別目標について」というふうなことで開いています。今後さらに分野別目標、区民主体の施策、それから「まとめ」というふうなところに入って行く予定であります。つまり、概念的な検討から入りまして、個別具体論に別れて論じていくというふうな方法を取っております。議論の中で出ている重要なことを、いくつか取り上げてみますと、地球温暖化対策、エネルギー問題、水循環問題などが1つ。2番目に循環型社会へ、あるいはごみ問題等。3番目にみどりの都市杉並の実現というような問題。4番目、有害化学物質の管理の問題。5番目に交通公害問題。6番目に環境教育問題。それから7番目に、一人でも多くの区民と事業者が環境問題に関心を持ち、区とともに環境に配慮した行動をとれるようになる仕組みはどういうものか、というようなことが議論されております。特に7番目に申し上げました一人でも多くの区民と事業者と区役所とが協働して、環境問題の解決に当たる、あるいはその行動を起こすことが、環境問題解決に向けての必須の条件であるということは、部会委員の共通認識として、強く意識されているところであります。このような視点から、杉並区が環境先進都市と言われるような方向付けができるように、方針をさらにまとめていきたいと考えています。</p> <p>今後ともどうぞよろしくお願いたします。</p>
<p>会長 環境課長</p>	<p>では、「杉並区レジ袋削減推進協議会の設立について」お願いします。</p> <p>今日資料といたしまして「レジ袋削減推進組織図」、その裏面に理事会の構成員が列挙したような資料をご用意いたしました。</p> <p>5月16日に杉並区レジ袋削減推進協議会の理事会というものが立ち上がりました。一つはレジ袋の削減、使用抑制というものを進めていくのはもちろんのことですが、それを一つのきっかけにして、ごみのできるだけ出ないような生活とか、あるいは無駄な物をあらかじめ入手しないというところから始まるようなライフスタイルの見直し。それから、よく出てくる言葉ですが、自足可能な地域社会というものを追求していくということが1つの目的となっています。</p> <p>この度6月7日夕方ですが、このレジ袋削減推進協議会が発足して初めての街頭宣伝と言いますか、区内各駅でレジ袋削減のお呼びかけをするちらしを配布する予定です。</p> <p>第2回の理事会が、6月12日に予定されていまして、さらに詳しい、もう少し活動の中身に入っていきようなご議論をそこでいただきながら、進めてまいりたいと思いますので、環境施策としてもかかわりがございしますので、ご紹介をさせていただきました。</p>
<p>会長 環境課長</p>	<p>ほかに、事務局から何かありますか。</p> <p>「21世紀の環境先進都市づくり」ということで、来る6月29日の土曜日、セッション杉並の3階、8・9・10の集会室で講演会があります。プログラムにありますように、開会に杉並環境カウンセラー協議会会長さんからのご挨拶があり、区長が講演をさせていただきました。そのあと有志の方の懇談会というような内容となっています。お時間がありましたらぜひ、お越しいただければと思いますので、ご紹介申し上げました。</p>

会長	<p>では次回第7回の日程ですが、7月19日(金曜日)2時30分から、会場は追って事務局のほうからお知らせいただくことにします。</p> <p>第6回の環境審議会を終わります。</p>
----	--